

為替特約付外貨定期預金規定

1. (取扱店の範囲)

この預金の預入れまたは払戻しは口座開設店に限り取扱います。

2. (預金の支払時期)

この預金は、証書記載の満期日に自動解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金します。

3. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 8 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 8 条第 3 項各号の一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4. (消滅条件付為替特約および満期時の払戻し)

この預金の元利金は消滅条件付為替特約（以下「為替特約」といいます）にもとづき満期時に次のいずれかによって払戻します。

- (1) 満期日の 2 営業日前の東京時間午後 3 時の為替相場（以下、判定日為替相場といいます）が、預入日に定めたロックアウトレート（注 1）より円安となった場合には、預入日の当行仲値（円貨での預入の場合は預入相場となります）と同一の相場で円貨に転換し、「申込書」で指定した円預金口座に入金します。（この場合の営業日とは、東京市場における外国為替市場の営業日をいいます）

（注 1）ロックアウトレート：満期日の払戻通貨を決める際に基準となる為替相場で、預入日に決定します。

- (2) 判定日為替相場が、預入日に定めたロックアウトレートと同値またはそれ以上の円高であった場合には、為替特約は消滅し、満期日に税引後の外貨元利金を「申込書」で指定した外貨預金口座に入金します。

5. (取扱日)

この預金は、口座開設店の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、解約ができないことがあります。

6. (ロックアウトレート到着を判定する際の為替相場)

判定日為替相場がロックアウトレートに到着したかどうかの判定は、当行の判断に基づいて決定します。

7. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、預入れ、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

8. (中途解約)

- (1) この預金は、満期日前に解約することはできません。ただし、当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を申し受けます。

※損害金は以下の算式により当行が算出したものとします。

$$\text{損害金} = \text{元利金 (注2)} \times 1 \text{通貨あたりの再構築コスト (注3)}$$

(注2) 元利金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金額をいいます。

(注3) 再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替取引および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。

なお、損害金その他関係費用については、この預金の申込取消や預入日に預入代り金引落口座の残高が不足していたため、この預金を作成できなかったことに伴い生じた場合にも申し受けることがあります。

- (2) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名して証書とともに当行に提出してください。

ただし、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖されているときには、解約できないことがあります。

- (3) 次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を満期日前に解約することができるものとします。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他AからDに準ずる行為

④この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

(4) 第1項、第3項によりこの預金を満期日前に解約する場合は、預金日から解約日の前日までの日数、および解約日の外貨普通預金利率によって計算した利息を元金とともに払出します。円貨での払戻しの場合は解約日の当行の電信買相場（TBレート）にて円貨換算します。

(5) 第3項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約する場合は、解約に伴い生じた損害金その他関係費用を第1項と同様に申し受けます。

(6) 第3項によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を満期日前に解約する場合は、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を申し受けます。

9. (届出事項の変更、証書の再発行等)

(1) 証書や印章を失ったとき、または印章、氏名（または名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

(2) 前項の印章、氏名（または名称）、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(3) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(4) 届出のあった氏名（または名称）、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める税務上の居住地国や本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。

(6) 証書の再発行にあたっては、当行所定の再発行手数料をご負担いただきます。

10. (証書の効力)

満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、この預金の証書は無効となり、当行への証書の返却は不要です。

11. (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を届出の印鑑または署名印鑑届と相当の注意をもって照合し、相違ないものとして取扱いした場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

この預金は当行の承諾なしに譲渡、質入れはできません。

13. (預金保険制度)

この預金は、預金保険機構が運営する預金保険制度対象外の商品です。当行に預金保険法の定める保険事故が生じて、預金保険の適用を受けることができません。

14. (差引計算等)

- (1) 当行に対し弁済期の到達した債務（損害金およびその他関係費用を含む）を負担しているときは、この預金の期限のいかんにかかわらず、当行はこの預金の元本および利息を何時でも当行所定の方法により相殺又は弁済に充当することができますものとし、ます。
- (2) 前項の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺又は弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に転換できるものとし、ます。
- (3) 第1項、第2項による差引計算によってこの預金を満期日前に解約する場合は解約に伴い生じた損害金その他関係費用を前記8(1)と同様に申し受けます。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には次の手続きによるものとし、ます。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章または署名により記名押印または署名して証書とともに直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとし、ます。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。

- ③第 1 号による指定により債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第 1 項により相殺する場合の利息等については、次によるものとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到着した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第 1 項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第 1 項により相殺する場合において借入の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

16. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を当行所定の方法により届出てください。
- (3) すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前 2 項と同様に当行にお届けください。
- (4) 前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に当行にお届けください。
- (5) 前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、当行は責任を負いません。

17. (利息)

この預金の利息は預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率および当行所定の利付単位によって計算し、満期日に支払います。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

為替特約付外貨定期預金は上記規定によるほか、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。

以 上

(2020年3月 改定)